

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 15 日（金）第2889号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）		（保健医療福祉課取扱い） 2
○鹿児島県中小企業従業員住宅条例施行規則を廃止する規則（※）		（雇用労政課取扱い） 2
告 示	告 示	
○保安林の指定		（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更予定		（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（3件）		（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示		（森づくり推進課取扱い） 4
○救急病院等の認定		（地域医療整備課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）		（障害福祉課取扱い） 5
○遊漁規則の変更認可		（水産振興課取扱い） 7
○県営土地改良事業の計画の決定		（農地整備課取扱い） 7
○県営土地改良事業の計画の変更		（農地整備課取扱い） 8
○道路の区域の変更（2件）		（道路維持課取扱い） 8
○道路の供用の開始（2件）		（道路維持課取扱い） 8
○証紙販売人の指定の解除		（会計課取扱い） 10
○証紙販売人の指定		（会計課取扱い） 10
○総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正（※）		（会計課取扱い） 10
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（3件）		（鹿児島地域振興局取扱い） 10
		（大隅地域振興局取扱い） 10
○道路の位置指定		（大隅地域振興局取扱い） 11
公 告	公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）		（建築課取扱い） 11
○危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更の公告		（消防保安課取扱い） 12
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）		（選挙管理委員会取扱い） 12
公 安 委 員 会 規 則	公 安 委 員 会 規 則	
○警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（※）		（生活安全企画課取扱い） 13
○交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）		（地域課取扱い） 15

規 則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 8 号

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表中 4 の項を削り、 5 の項を 4 の項とする。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県中小企業従業員住宅条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 9 号

鹿児島県中小企業従業員住宅条例施行規則を廃止する規則

鹿児島県中小企業従業員住宅条例施行規則（昭和40年鹿児島県規則第100号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

肝属郡南大隅町根占辺田字琵琶667番 1， 字椎木672番， 680番， 字天目石山681番， 字大谷口688番 1 から688番 3 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和41年6月18日鹿児島県告示第546号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第269号

平成25年2月12日農林水産省告示第464号（以下「告示第464号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
坂口ハツエ
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
曾於市財部町北俣字内村2122番3
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第464号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第270号

平成25年2月12日農林水産省告示第465号（以下「告示第465号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大崎町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
栢山英三
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
曾於郡大崎町持留字東278番3, 281番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第465号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第271号

平成25年2月12日農林水産省告示第466号（以下「告示第466号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名

永山ミヨ

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
志布志市松山町尾野見字桐木1678番
- (2) 変更後の指定施業要件
告示第466号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第272号

平成25年 2 月 15 日鹿児島県告示第127号（以下「告示第127号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 所在が不明な者の氏名

勝野助市

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町神川字城ヶ崎69番
- (2) 変更後の指定施業要件
告示第127号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第273号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164- 8

2 認定の有効期限

平成28年 2 月 29 日

鹿児島県告示第274号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションのどか	始良市西餅田 3330番地 6	株式会社のどか・ 和	始良市脇元688 番地 4	秋丸 和子	平成25年 3 月 1 日	訪問介護
デイサービスセンターのどか	始良市西餅田 3330番地 6	株式会社のどか・ 和	始良市脇元688 番地 4	秋丸 和子	平成25年 3 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第275号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションのどか	始良市西餅田3330番地6	株式会社のどか・和	始良市脇元688番地4	秋丸 和子	平成25年3月1日	介護予防訪問介護
デイサービスセンターのどか	始良市西餅田3330番地6	株式会社のどか・和	始良市脇元688番地4	秋丸 和子	平成25年3月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第276号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人慈和会大口病院	伊佐市大口大田68	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人照仁会日高内科	伊佐市大口上町17番地4	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人仁心会福山病院	霧島市福山町福山771番地	平成24年11月1日	精神通院医療
独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	平成24年11月1日	精神通院医療
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目22-18	平成24年11月1日	精神通院医療
国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人桃凜会国分メンタルクリニック	霧島市国分府中町35番50号	平成24年11月1日	精神通院医療
林内科医院	始良郡湧水町中津川498	平成24年11月1日	精神通院医療
鹿児島県立北薩病院	伊佐市大口宮人502番地4	平成24年11月1日	精神通院医療
井料クリニック	霧島市国分広瀬二丁目28-40	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人敬躍会ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉100番地	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人桃蹊会霧島桜ヶ丘病院	霧島市牧園町高千穂3617-98	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人碩済会加治木記念病院	始良市加治木町木田1227番地	平成24年11月1日	精神通院医療
大井病院	始良市加治木町本町141	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人仁心会松下病院	霧島市隼人町真孝998番地	平成24年11月1日	精神通院医療
内科耳鼻咽喉科徳重クリニック	始良市加治木町新富町110	平成24年11月1日	精神通院医療
医療法人永光会栗野病院	始良郡湧水町北方1854	平成24年11月1日	精神通院医療

原田内科	始良市蒲生町上久徳2566	平成24年 11月1日	精神通院医療
ひらしまクリニック	始良郡湧水町米永585番地17	平成24年 11月1日	精神通院医療
希望ヶ丘病院	始良市平松5069番地	平成24年 11月1日	精神通院医療
医療法人徳洲会喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾315	平成24年 11月1日	精神通院医療
医療法人三幸会八木クリニック	霧島市福山町福山4516番地	平成24年 11月1日	精神通院医療
医療法人明風会竹田医院	霧島市霧島田口36番地	平成24年 11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第277号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
合名会社森山薬局	伊佐市大口上町17番8号	平成24年 11月1日	精神通院医療
寺脇薬局	霧島市牧園町宿窪田927-4	平成24年 11月1日	精神通院医療
とざか薬局	霧島市隼人町東郷93-3	平成24年 11月1日	精神通院医療
わかば調剤薬局	霧島市隼人町姫城一丁目228番地	平成24年 11月1日	精神通院医療
とざか薬局隼人店	霧島市隼人町真孝845-5	平成24年 11月1日	精神通院医療
センサー薬局	始良市加治木町本町146番地	平成24年 11月1日	精神通院医療
やまぐち薬局	伊佐市大口上町25-6	平成24年 11月1日	精神通院医療
大口伊佐会営薬局	伊佐市大口宮人502-146	平成24年 11月1日	精神通院医療
さと薬局	伊佐市大口里358番地1	平成24年 11月1日	精神通院医療
有限会社国分ひろせ調剤薬局	霧島市国分広瀬二丁目28番39号	平成24年 11月1日	精神通院医療
こすもす薬局	霧島市国分中央四丁目15番3号	平成24年 11月1日	精神通院医療
はやと第一薬局	霧島市隼人町見次1254-1	平成24年 11月1日	精神通院医療
伊佐市民薬局	伊佐市菱刈前目2119-1	平成24年 11月1日	精神通院医療
くるみ薬局	始良郡湧水町米永585番地21号	平成24年 11月1日	精神通院医療
有限会社みなと調剤薬局	霧島市国分山下町1654-6	平成24年 11月1日	精神通院医療

タケダ薬局	霧島市霧島田口15番地	平成24年 11月1日	精神通院医療
ピアノ薬局	始良郡湧水町中津川525番地 3	平成24年 11月1日	精神通院医療
さくら薬局	始良市蒲生町上久徳2588番地 1	平成24年 11月1日	精神通院医療
南九州調剤薬局加治木店	始良市加治木町木田1957番地 2	平成24年 11月1日	精神通院医療
有限会社イルカ調剤薬局	霧島市国分向花112-1	平成24年 11月1日	精神通院医療
あもりがわ薬局	霧島市隼人町松永3307番地1	平成24年 11月1日	精神通院医療
ふれんど薬局	始良市加治木町新生町130番 地3	平成24年 11月1日	精神通院医療
新生薬局	始良市加治木町新生町125番 地	平成24年 11月1日	精神通院医療
ぶどうの木調剤薬局	始良市加治木町木田1962番地	平成24年 11月1日	精神通院医療
石田薬局	始良郡湧水町木場183-1番 地	平成24年 11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第278号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 漁業権者の名称及び住所
甲突川漁業協同組合
鹿児島市犬迫町110番地先
- 2 漁業権の免許番号
鹿内共第9号
- 3 遊漁規則の変更の内容
遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び甲突川漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成25年3月7日

鹿児島県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備及び農道整備）住用地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月18日から同年4月15日まで
- 3 縦覧場所

奄美市名瀬総合支所土地対策課
奄美市住用総合支所産業建設課

鹿児島県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備及び土層改良）天北松原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 3 月 18 日から同年 4 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字下米山12404番1地先から同市笠沙町片浦字迫椀デラ13579番5地先まで	前 後 後	5.4~91.5 5.4~91.5 11.7~52.7	1,852.0 1,852.0 1,219.5
		南九州市穎娃町牧之内字山脇ノ下1298番4地先から同市穎娃町御領字上水迫2694番2地先まで	前 後 後	7.2~36.1 8.0~20.7 8.3~36.1	131.9 142.1 131.9
			南九州市知覧町瀬世字初穂2640番1地先から2632番1地先まで	前 後	13.1~16.9 13.3~18.1
県道	穎娃川辺線	南九州市知覧町西元字神原8840番1地先から8810番1地先まで	前 後	10.5~19.9 12.2~20.2	210.0 210.0
	川内郡山線	薩摩川内市宮崎町字本町3008番地先から同市宮崎町字小園3167番1地先まで	前 後	5.5~33.0 11.5~53.5	356.0 353.0

鹿児島県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字屋敷13552番1地先から同市笠沙町片浦字迫椀デラ13579番5地先まで	平成25年 3月15日
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字山脇ノ下1298番4地先から同市穎娃町御領字上水迫2694番2地先まで	
		南九州市知覧町瀬世字初穂2640番1地先から2632番1地先まで	
	石垣加世田線	南九州市知覧町西元字神原8840番1地先から8810番1地先まで	
	川内郡山線	薩摩川内市宮崎町字本町3008番地先から同市宮崎町字小園3167番1地先まで	
霜出川辺線	南九州市川辺町本別府字柳村721番1地先から同市川辺町高田字鎌ゲタ7357番1地先まで		

鹿児島県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字クツ掛9282番1地先から同市穎娃町牧之内字垢玉井9286番1地先まで	前	10.0～13.4	76.0
			後	10.8～13.4	76.0
	石垣加世田線	南さつま市加世田川畑字平岩6842番1地先から同市加世田川畑字舞敷野6962番地先まで	前	6.4～22.5	181.8
			後	11.8～22.5	177.4
上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1491番2地先内	前	5.5～7.7	302.6	
		後	12.5～19.5	302.6	
			前	14.0～73.5	13.5
			後	14.0～15.0	13.5

鹿児島県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字クツ掛9282番1地先から同市穎娃町牧之内字垢玉井9286番1地先まで	平成25年 3月15日
	石垣加世田線	南さつま市加世田川畑字平岩6842番1地先から同市加世田川畑字舞敷野6962番地先まで	
		南九州市川辺町中山田字一里塚1510番2地先から1524番1地先まで	

鹿児島県告示第285号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第2項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
山下商店 山下謙一	肝属郡肝付町前田838番地2	肝属郡肝付町前田838番地2	平成25年3月1日

鹿児島県告示第286号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
山下商店 山下正敏	肝属郡肝付町前田838番地2	肝属郡肝付町前田838番地2	平成25年3月1日

鹿児島県告示第287号

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定、指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

本文中「第2条第18号」を「第2条第17号」に改める。

3の(1)の表株式会社熊本ファミリー銀行の項中「株式会社熊本ファミリー銀行」を「株式会社熊本銀行」に改める。

鹿児島地域振興局告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
喜楽奈村訪問介護事業所	日置市吹上町湯之浦2781番地	社会福祉法人曙福祉会	日置市吹上町湯之浦2758番地	佐野 公一	平成25年 3月31日	行動援護

大隅地域振興局告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年 3 月 15 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション悠々	鹿屋市大浦町 14028番6	社会福祉法人福泉会	鹿屋市大浦町 14028番6	井ノ上 繁	平成24年 9月30日	居宅介護 ・重度訪問介護

大隅地域振興局告示第 8 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年 3 月 15 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
身体障害者更生援護施設光祐の里	肝属郡東串良町 新川西20-1	社会福祉法人松風会	肝属郡東串良町 新川西20-1	岩重 元栄	平成24年 9月30日	居宅介護 ・重度訪問介護

大隅地域振興局告示第 9 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 3 月 15 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 2月22日	曾於郡大崎町井俣 1349番地 新越勝利	曾於郡大崎町神領字 上ノ原367番9	4.50メートル～ 8.51メートル	28.99メートル

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市宮内町字上土器手2244番3, 2245番3, 2246番3, 2249番3, 2264番, 2265番, 2266番, 2267番及び2249番3地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
ナチュラル株式会社
代表取締役 森信

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
日置市伊集院町清藤字上大迫2110番11, 2110番12, 2110番13, 2110番14, 2110番15, 2110番16及び2110番17
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 日置市伊集院町清藤字上大迫2110番15
公園 日置市伊集院町清藤字上大迫2110番14
水路 日置市伊集院町清藤字上大迫2110番12
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市土地開発公社
理事長 宮路高光

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更の公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の 8 第 2 項（第17条の 9 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により, 指定試験機関から危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 鹿児島県において事務を取り扱う事務所の所在地
 - (1) 変更前
鹿児島市真砂本町51番22号
 - (2) 変更後
鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号
- 3 変更の年月日
平成25年 3 月 25 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は, それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお, 平成24年12月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第79号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は, 廃止する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金, 使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	27, 787
地方自治法第75条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者	

の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	298,222
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,409
	鹿屋市・垂水市区 32,879
	枕崎市区 6,532
	阿久根市・出水郡区 9,556
	出水市区 14,956
	指宿市区 12,303
	西之表市・熊毛郡区 12,436
	薩摩川内市区 26,792
	日置市区 13,860
	曾於市区 11,257
	霧島市・姶良郡区 36,867
	いちき串木野市区 8,437
	南さつま市区 10,573
	志布志市・曾於郡区 13,206
	奄美市区 14,011
	南九州市区 10,859
伊佐市区 8,216	
姶良市区 20,430	
薩摩郡区 6,657	
肝属郡区 11,866	
大島郡区 17,941	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	298,222
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	

公安委員会規則

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第3号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象とする行政処分）

第2条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。

(1) 警備業法に基づく次に掲げる処分

ア 第8条の規定による認定の取消し

イ 第48条の規定による指示（当該処分を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示の処分を受け、又は過去5年以内に同法の規定による処分（指示を除く。）を受けた被処分者に対するものに限る。）

ウ 第49条第1項の規定による営業停止命令

エ 第49条第2項の規定による営業廃止命令

(2) 探偵業法に基づく次に掲げる処分

ア 第14条の規定による指示（当該処分を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示の処分を受け、又は過去5年以内に同法の規定による処分（指示を除く。）を受けた被処分者に対するものに限る。）

イ 第15条第1項の規定による営業停止命令

ウ 第15条第2項の規定による営業廃止命令

（公表の内容）

第3条 公表の内容は、公表対象処分を受けた被処分者に係る次に掲げる事項とする。

(1) 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第5条に規定する認定証の番号又は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書番号

(2) 氏名（法人については、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地

(3) 当該処分に係る営業所の名称及び所在地

(4) 処分年月日

(5) 処分内容

(6) 処分理由及び根拠法令

(7) 処分を行った公安委員会

（公表の方法）

第4条 公表の方法は、次により行うものとする。

(1) 鹿児島県警察情報センターへの警備業・探偵業行政処分簿（別記様式。以下「行政処分簿」という。）の備付け

(2) 鹿児島県警察のホームページへの行政処分簿の掲載

（他の都道府県公安委員会への通知等）

第5条 鹿児島県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（以下「管轄公安委員会」という。）が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該処分の内容を通知するものとする。

2 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、管轄公安委員会が鹿児島県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会からの通知に基づき、前2条の規定に準じて公表を行うものとする。

（公表の期間）

第6条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

（事務担当課）

第7条 この規則の運用に関する事務は、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課において行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式 (第 4 条関係)

警備業・探偵業行政処分簿

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

.....
 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島中央警察署の部東桜島駐在所の項及び西桜島駐在所の項を削り，同部桜島駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

鹿児島市東桜島町，古里町，有村町，黒神町，野尻町，持木町，桜

島藤野町，桜島西道町，桜島松浦町，桜島二俣町，桜島白浜町，高免町，新島町，桜島赤水町，桜島横山町，桜島小池町，桜島赤生原町，桜島武町

別表鹿児島西警察署の部草牟田交番の項中「城山二丁目」の次に「，下伊敷町（分割）」を加え，同部伊敷交番の項を次のように改める。

伊敷交番	鹿児島市伊敷六丁目	鹿児島市小野町（分割），小野一丁目～四丁目，伊敷町，伊敷一丁目～八丁目，千年一丁目，千年二丁目，西伊敷一丁目～七丁目，伊敷台一丁目～七丁目，下伊敷町（分割），下伊敷三丁目（分割），緑ヶ丘町，川上町（分割），下田町（分割），花野光ヶ丘一丁目，花野光ヶ丘二丁目，岡之原町
------	-----------	---

別表鹿児島西警察署の部緑ヶ丘交番の項を削り，同部松元駐在所の項中「直木町（分割）」を「直木町」に改め，同部松元南駐在所の項中「，直木町（分割）」を削り，同部郡山駐在所の項中「油須木町」を「油須木町（分割），東俣町（分割）」に改め，同部東俣駐在所の項中「東俣町」を「東俣町（分割）」に改め，「川田町」の次に「，油須木町（分割）」を加える。

別表鹿児島南警察署の部瀬々串駐在所から生見駐在所までの項を削り，同部坂之上交番の項の次に次の 1 項を加える。

喜入交番	鹿児島市喜入町	鹿児島市喜入中名町，喜入町，喜入一倉町，喜入瀬々串町（分割），喜入前之浜町（分割），喜入生見町（分割） 南九州市知覧町永里（分割），知覧町東別府（分割），知覧町郡（分割），穎娃町上別府（分割）
------	---------	---

別表横川警察署の部署所在地の項中「横川町下ノ」の次に「，牧園町万膳（分割）」を加え，同部牧園駐在所の項中「，牧園町万膳（分割）」を削る。

別表霧島警察署の部国分中央交番の項中「，国分広瀬」を削り，「国分広瀬一丁目～四丁目」を「国分広瀬一丁目，国分広瀬二丁目」に改め，同部検校橋駐在所の項中「検校橋駐在所」を「検校橋交番」に改め，「国分上野原縄文の森」の次に「，国分広瀬，国分広瀬三丁目，国分広瀬四丁目，福山町福山（分割）」を加え，同部福山駐在所の項を削る。

別表肝付警察署の部署所在地の項中「署所在地」を「高山交番」に，「警察署内」を「肝付町後田」に改める。

別表錦江警察署の部を次のように改める。

錦江警察署	署所在地	警察署内	錦江町馬場（分割），城元（分割），神川（分割）
	根占交番	南大隅町根占川北	南大隅町根占川北，根占川南，根占横別府，根占辺田，根占山本，佐多辺塚
	田代駐在所	錦江町田代麓	錦江町田代麓，田代川原
	佐多駐在所	南大隅町佐多伊座敷	南大隅町佐多伊座敷，佐多郡，佐多馬籠
	池田駐在所	錦江町城元	錦江町神川（分割），馬場（分割），城元（分割）

附 則

この規則は，平成25年 4 月 1 日から施行する。